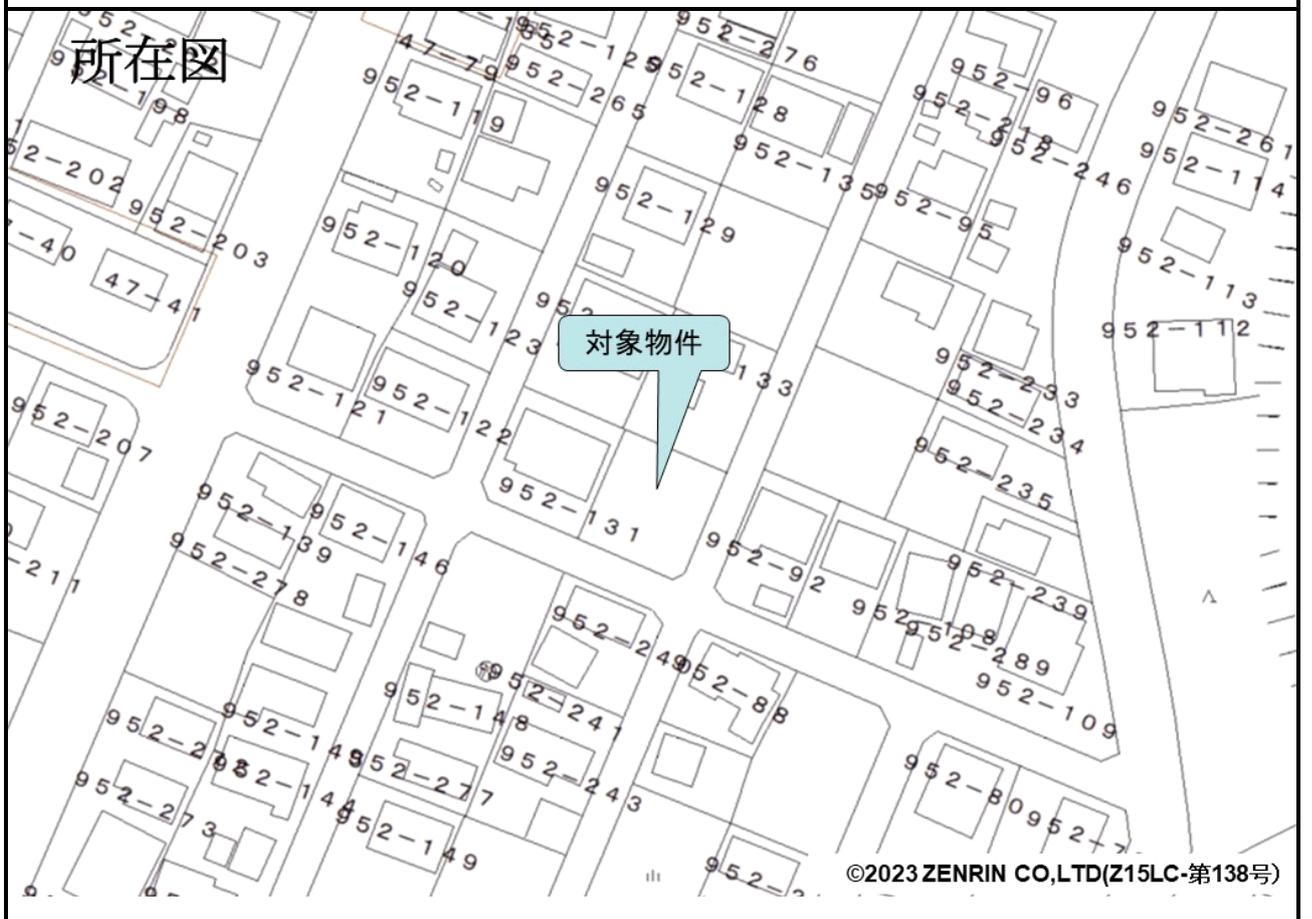
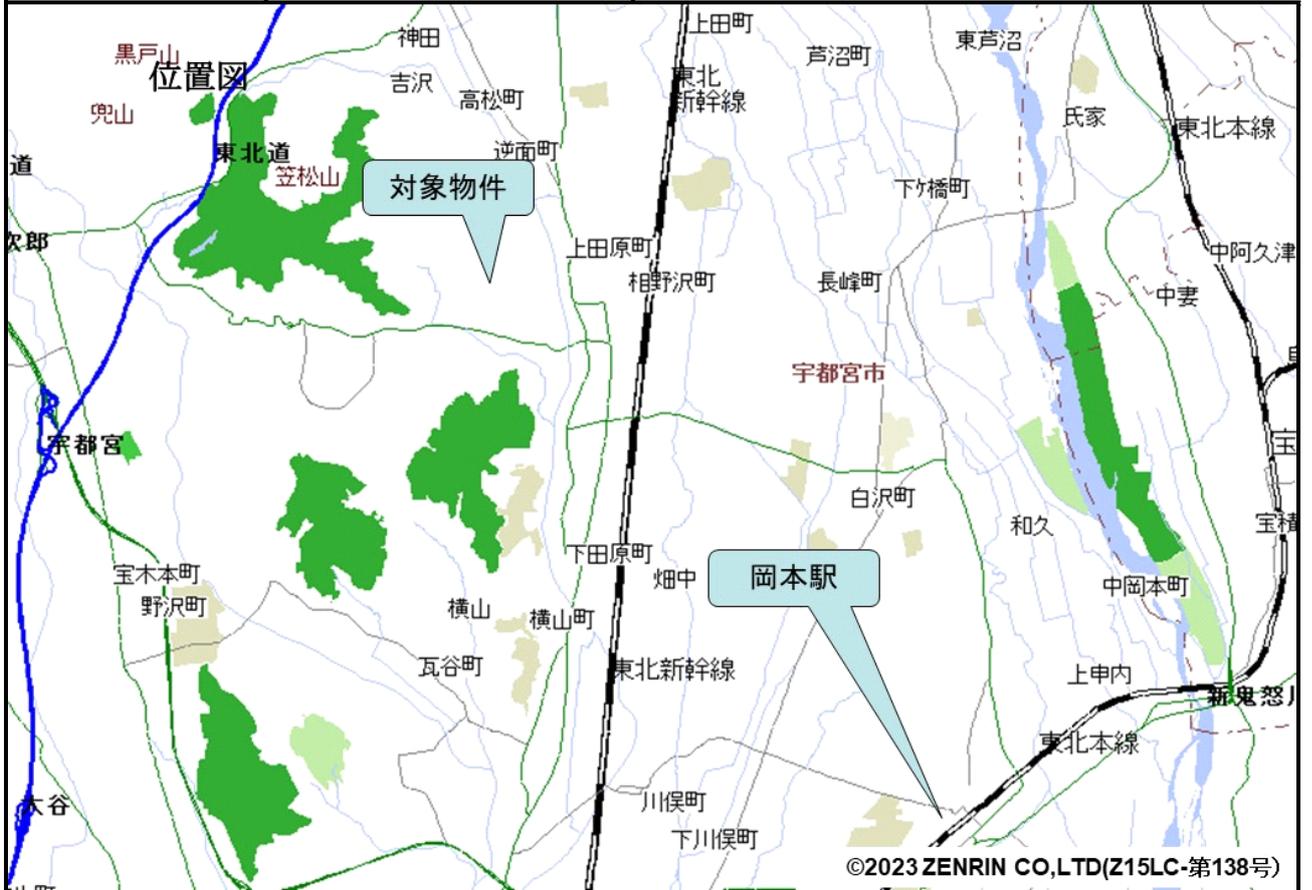


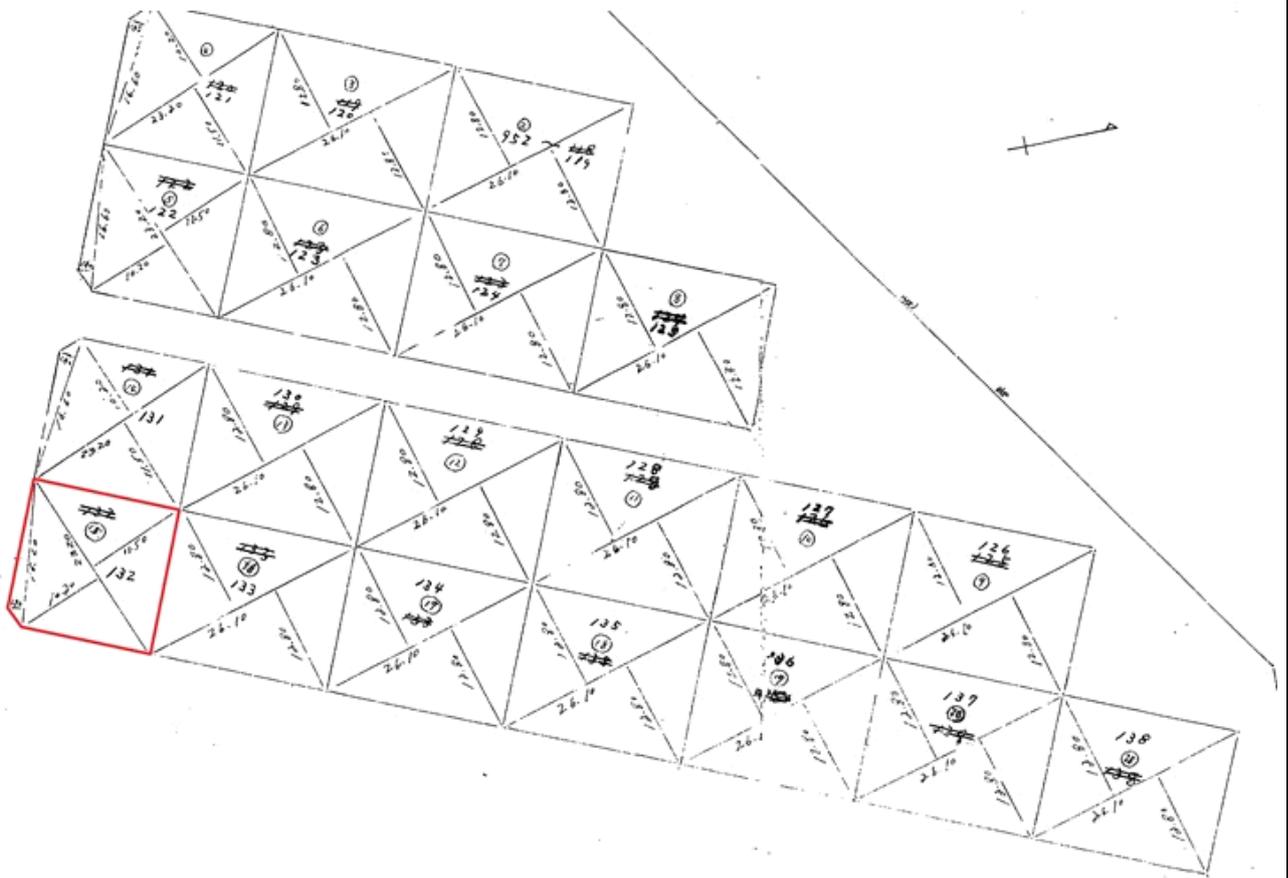
売却区分番号	3898-1		
見積価額	¥1,500,000	公売保証金	¥200,000
財産の表示	1 所在 栃木県宇都宮市上田原町字久保山 地番 952番132 地目 山林 地積 267平方メートル <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	第1種低層住居専用地域 日影規制（3時間－2時間） 宅地造成等工事規制区域 建蔽率 40% 容積率 60%		
接道状況	南西側 幅員約5.0メートル舗装市道 南東側 幅員約4.5メートル舗装市道 <p style="text-align: right;">各々ほぼ等高接面</p>		
地盤・地勢	南東向き緩傾斜地		
使用状況等	雑草繁茂		
特記事項	—		
住居表示等	栃木県宇都宮市上田原町字久保山952番132		
最寄駅等	JR（東日本）宇都宮線（東北本線）岡本駅 北西方約6.9キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うこととなります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 <p style="text-align: center;">なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

売却区分番号

3898-1



見取図



売却区分番号

3898-1

